

魚津市告示第64号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱の一部改正について
魚津市創業者支援事業助成金交付要綱（令和元年魚津市告示第102号）の
一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

魚津市長 村椿 晃

第2条第2号中「貸店舗等」を「店舗等」に、「賃貸借契約に基づき借主
が貸主に家賃を支払う」を「新規創業で使用する」に改め、同条第4号中「
貸店舗等に固定される」を「店舗等に固定する」に改め、同条第5号中「若
しくは」を「、若しくは」に改める。

第4条第1項第1号中「魚津市内」を「市内」に、「新規創業し」を「新
規創業後3月以内」に、「見込みの」を「計画で」に改め、同条第2項中「
助成金」を「、助成金」に改め、同項第6号「貸店舗等」を「店舗等」に改
める。

第5条第1項中「、助成限度額及び添付書類は別表」を「及び助成金限度
額は、別表」に改め、同条第2項中「当該助成金」を「、当該助成金」に改
める。

第6条第1項第2号中「法人の設立日又は開業届に記載の開業日若しくは
営業開始初日のいずれか早い日から3月以内」を「営業開始初日から3月を
経過した日」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 貸店舗貸助成金 営業開始初日から3月を経過した日。ただし、
第1号に規定する改装助成金を併せて申請する際は、改装工事の着工の
日

第8条第1号中「工事費用」を「、工事費用」に改め、同条に次の1号を
加える。

(3) 貸店舗貸助成金 営業開始初日から12月を経過した日又は賃貸借
契約が終了した日のいずれか早い日

第10条中「は、」の次に「初めて」を加える。

第11条第1項第1号中「以内」を「未満」に改め、同項第2号中「以内」
を「未満」に、「魚津市外」を「市外」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第6条及び第8条関係）

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	新規創業にかかる店舗等の改装工事にかかる費用	助成対象経費の3分の1。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者又は営業開始初日に40歳未満の者 2分の1 2 特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ、営業開始初日に40歳未満の者 3分の2	50万円。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者 75万円 2 営業開始初日に40歳未満の者 80万円 3 特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ、営業開始初日に40歳未満の者 105万円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 ・改装工事にかかる見積書の写し ・工事内容のわかる図面等 ・生年月日がわかる身分証明書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し ・改装前及び改装後の写真 ・開業届又は商業法人登記事項証明書
奨励金	新規創業にかかる費用	10万円。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額を加算する。 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者 5万円 2 営業開始初日に40歳未満の者 10万円 3 女性 5万円		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 ・生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し ・開業届又は商業法人登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の事実が確認できる書類
貸店舗賃助成金	40歳未満の者が魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域内の貸店舗	助成対象経費の3分の1	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料の支払いを証する書類

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
	で創業した場合の営業開始初日から12月分までの賃料			<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し ・開業届又は商業法人登記事項証明書 ・店舗の賃貸借契約書の写し 	

備考

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の種類を選択して第6条の申請をするものとする。ただし、改装助成金と奨励金は、いずれか一方しか申請できない。
- 2 同一認定決定事業者に対する助成金の交付は、助成金ごとに1回限りとする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 申請者が法人の場合、助成金の額は、営業開始初日における法人の代表者の年齢及び性別によるものとする。
- 5 助成対象経費には、消費税及び地方消費税は、含めないものとする。

様式第 1 号から様式第 7 号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金認定申請書

魚津市創業者支援事業助成金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類 (○で選択)	改装助成金	奨励金	貸店舗賃助成金 (改装助成金又は奨励金との 同時受給可)
2 対象経費	円		月額 円
3 認定申請額	(助成対象経費 ×助成率) 円	定額 円	(助成対象経費× 1/3×入居月数) 円
4 創業予定地	魚津市		
5 営業開始初日(予定)	年 月 日		

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- 3 市税等納付状況確認同意書
- 4 生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し
- 5 その他関係書類

様式第2号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 認定します。
- 2 認定しません。
認定しない理由

様式第3号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金認定取消通知書

年 月 日付けで認定決定した助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により、認定の取消しを行いましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



認定取消の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

魚津市創業者支援事業が完了し、助成金の交付を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

1 改装助成金の場合

- (1) 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 改装前及び改装後の写真
- (3) 開業届又は商業法人登記事項証明書

2 奨励金の場合

営業の事実が確認できる書類

3 貸店舗賃助成金の場合

賃料の支払いを証する書類

様式第 5 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました魚津市創業者支援事業助成金
については、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定によ
り、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長



様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

魚津市創業者支援事業助成金請求書

年 月 日付け魚津指令第 号で交付決定を受けた魚津市創業者支援事業助成金として下記金額を請求します。

なお、助成金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード					店舗コード				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号								

※請求者名義の口座を記入してください。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

報告者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金事業報告書

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定事業者			
2 助成金の種類 (○で選択)	改装助成金	奨励金	貸店舗賃助成金
3 交付年度	年度	年度	年度
4 交付決定番号	魚津市指令第 号(年 月 日付け)	魚津市指令第 号(年 月 日付け)	魚津市指令第 号(年 月 日付け)
5 交付金額	円	円	円

添付書類

- 1 確定申告書又は決算書の写し
- 2 その他関係書類

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。